

おしらせ版

2月のまちの行事予定

日曜	行事
1 水	3歳児健康診査(個別案内) 放課後スクール・クラブ保護者説明会 19:00 上富良野小体育館2階
2 木	放課後スクール・クラブ保護者説明会 19:00 上富良野西小集会ホール
3 金	子宮がん・乳がん同時検診 7:10 かみん前出発 東児童館「まめまき」15:00
4 土	西児童館「チョコを作ろう」13:30
5 日	かみふらの雪合戦大会 8:30 社教センター横広場 第48回かみふらの雪まつり 10:00 日の出公園
6 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん
7 火	予防接種 (三種混合・麻しん風しん・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 行政相談・心配ごと相談 13:00~16:00 かみん
8 水	
9 木	男の料理教室 17:00~19:00 かみん 町立病院夜間診療 17:30~19:00(受付)
10 金	広報かみふらの2月10日号発行
11 土	建国記念日 公民館講座「雪とアートで遊ぼう」 13:00~16:00 公民館 ワインサーラス 17:00~20:00 見晴台公園・ トリックアート美術館前
12 日	ワインサーラス 17:00~20:00 見晴台公園・ トリックアート美術館前
13 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん
14 火	予防接種(ポリオ・B C G・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん
15 水	胃がん・大腸がん検診 6:30~9:00 かみん マタニティ教室「いきいきママ」 13:30~15:30 子どもセンター
16 木	町議会議会運営委員会 9:00 役場 育児教室(3か月児対象)「にこにこ赤ちゃん」 13:30~15:30 子どもセンター 中級英会話教室 19:00~20:30 社教センター

ホームページ <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>
Eメール jichi@town.kamifurano.lg.jp
発行/編集 上富良野町/町民生活課自治推進班

日曜	行事
17 金	
18 土	東児童館「おやつ作り」13:30
19 日	道民家庭の日
20 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん 免許更新時講習(優良) 13:00~13:30 消防2階大会議室
21 火	予防接種 (三種混合・麻しん風しん・ヒブ・小児用肺炎球菌) 9:00~10:00(受付) 13:00~13:20(接種) 減る脂教室(生活習慣病予防教室) 10:30~13:00 かみん 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 心配ごと相談 13:00~16:00 かみん
22 水	
23 木	町立病院夜間診療 17:30~19:00(受付) 中級英会話教室 19:00~20:30 社教センター
24 金	広報かみふらの2月25日号発行 こころの健康づくり講演会「働き盛りの男性と家族のメンタルヘルス」18:00~19:30 かみん
25 土	こども映画祭 13:30 西児童館
26 日	長なわとび大会 8:30 社教センター
27 月	町議会厚生文教常任委員会 9:00 役場 定期健康相談 9:00~11:30 かみん
28 火	町議会総務産建常任委員会 9:00 役場 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん
29 水	7か月児乳児相談(個別案内) 10か月児乳児相談(個別案内) 4か月児健康診査(個別案内) 1歳6か月児健康診査(個別案内) 町議会議会運営委員会 9:00 役場

忘れずに2月29日(水)までに納めましょう。

- 国民健康保険税(第8期)
- 後期高齢者医療保険料(第8期)
- 介護保険料(第8期)

協働のまちづくり

問合せ
町民生活課自治推進班
(45) 6985

12月に開催された協働のまちづくり推進委員会で協議された内容をお知らせします

協働のまちづくり推進委員会

協働のまちづくり推進委員会では、協働のまちづくりを推進するための会議が行われています。

平成23年度第6回会議

平成23年度第3回会議「地域の拠点づくり」をテーマにワークショップを行った意見を基に、前回会議に引き続き、地域の拠点づくりについて話しました。

主な意見

- 富良野市では、市民活動団体が市民の生きがいや居場所を作ろうという活動をしている。旭川市では、自宅を開設してサロンを開設している。これらは、行政に頼らず、住民パワーを発揮している。
- 上富良野町では富町で月1回おしゃべり交流会をしている。ある研修に行つた人が呼び掛けて始まった。また、ふれあいサロンは、多くの住民



会で開催している。

- 本来のサロンは、好きな者が好きなように集まるもので、そこに子どもがいてもいい。ただ、足が無くて行けない人に配慮しなければならない。
- 託老所というのは、高齢者が健康的な生活をするのにとても役に立つ。町が運営するとなると大変だと思ひ。

この世界共通の課題を解決しようと国連は、昭和54年に「女子差別撤廃条約」を提唱し、多くの国がそれを賛成しました。日本では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成12年からほとんどの都道府県や政令指定都市が追随し、男女共同参画条例を整備しています。道内では平成12年制定の様似町を始めとして、平成22年4月現在で、16市町が男女共同参画条例を制定しています。

この問題を解決するために男女共同参画という考え方生まれました。

男女が共同して社会に出で働き、家庭生活を営むことで、男女間のアンバランスな負担をなくそうというものです。

次号では、近代家族と男女共同参画の関連をお話します。

男女共同参画社会②



所得税の確定申告が始まります

2月16日(木)から平成23年分の所得税の確定申告の受付と相談が始まっています

平成23年分の所得税の確定申告の相談・受付

- 申告者の還付先の口座、本人名義)がわかるもの

平成23年分の所得税の確定申告の窓口での相談・受付が始まります。

申告受付・相談期間

2月16日(木)～3月15日(木)

申告受付・相談会場

○富良野税務署 富良野市桂木町3番
2号)

○役場1階相談室

持ち物

○印鑑

○前年の確定申告書の控え

○源泉徴収票(原本)

○国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の支払証明書

○国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書が必要です。

○医療費控除の対象となる領収書(原本)

平成23年分確定申告書
記載説明会

公的年金などを受給されている皆様へ

富良野税務署では、確定申告の相談及び受付前に還付対象者向けの「平成23年分確定申告書記載説明会」を開催します。

対象者

○収入が公的年金のみの方

○給与収入のある方で、医療費控除・住宅借入金特別控除の申告のある方(事業所得及び譲渡所得がある方は対象になません)

日時 2月7日(火)・8日(水)
10時～12時 13時～16時

場所 消防2階大会議室

持ち物は通常の確定申告と同じです。

その他 還付申告は、2月1日から町民生活課税務班で受け付けることができます。

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができま

す。

問合せ

そのほか不明な点などありましたら、お問合せください。

町民生活課税務班

④6989

税金の話に

ちよつとも耳(お皿?)を…



はじめまして。私は税金の徵収を担当している徴収力(本名ではありません)といいます。

現在、町では税金の徵収に力を入れていて、昨年度は173件、今年度は12月末時点でも161件の滞納処分(差し押さえ)をしました。滞納の実態と徵収担当の思いについて、ほんの少しですが皆さんにお伝えしたいと思います。

こんな人がいるんですね！

税金の滞納実態を皆さんに知っています。ただため、私は徴収力に浴びせられた言葉を、ほんの一部ではあります。が、ノンフィクションでお届けします。

納税は義務です！

い、払いたくないから払わない、そんなことが許されていいのでしょうか？

ダメですよね？だからこそ国税徵収法には、「税金の滞納があれば、財産を差し押さえなければならない」と規定されているのです。

税金は自主納付が原則。納付がなければ強制的に徵収するしかありません。義務を果たす人と果たさない人との公平性を確保するのが滞納処分(差し押さえ)であり、それをサボらず(?)執行していくのが私、徵収力に与えられた義務なのです。(うまく義務を果たさない(果たせないではなく)方たちがいます。払えるのに払わな

事例①「家のローンが多くて、固定資産税が払えない」「車のローンや個人的な借金があつて税金が払えない」このような人には、私はこう言っています。「払うべき税金を払わずに、家や車のローンを払うのは、払うべき税金を個人的なものに使用しているのと同じ。皆さん、税金で家を建てたり、車を買ったりしているのと同じですよ」と。皆さん、いろいろな出費をやりくりして税金を払っていると思います。それなのに、ああそれなりに(きみまる風に)、「家のローンがきつくて固定資産税が払えない」なんて「????」だと思いませんか？

事例③「自分は税金の恩恵は何一つ受けていないのに、なんで税金を払わなきやならないの？」

通常の生活をしていて、税金の恩恵を受けているない人っているのでしょうか？私道を除いた公道は税金で作られ、管理されています。道路を利用しない人はいないでしょう。学校(私立学校含む)にも税金は使われています。公園や公共施設はもちろん、民間活動への補助金という形で間接的に税金が投入され、皆さんの生活を支えています。ケースもあります。恩恵が全くないなんて「????」だと思いませんか？

事例②「こんな給料で、なんで税金がこんなに高いんだ。飯も食わないで死ねって言うのか？払えるわけないだろ」

町道民税や国保税は収入や家族構成によって税額が決まります。同じような収入があり、同じような家族構成では同じような税額になります。そして、ほとんどの人がきちんと納期内に納税しています。この大多数の納期内納税者の皆さんが「バカ」を見るような状態は、絶対に許してはいけません。だからこそ「逃げ得」「納め損」「正直者がバカを見る」などということがないよう、財産の差し押さえを行っても納税していただく必要があると強く思つのです。

事例④「2人でガソリン代かけてわざわざ徴収に来て、いくら「ストがかかるてると思ってるんだ。ムダ遣いしゃがつて」

町の税金を滞納していて、近郊の町に住んでいた方がいました。預金が相

当額あるのは調査でわかつていましたが、事情を聞くために自宅を訪問。不

在のため「連絡をください」と書いた

紙をポストに投函。そして、後日来た

電話で開口一番にこの言葉!!「そもそもこの人に滞納がなければ行く必要も

ありません。確かに滞納する人がいなければ私のような担当は不要になりますので、無駄と言われば無駄かもしません。しかし、納めるお金がある

のに納税しない人がいる限り、「ムダ

は無くせないことは、」理解いただけます。

こんな話をよく耳にします

いきなりの差し押さえとはひどいんじゃない?

税金は納期内に自主納付するのが大原則ですが、納付がない場合は20日以内に督促状を送付します。そして、督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納者の財産

(預金・給与・生命保険・不動産・自動車・動産電化製品や貴金属)などを

「差し押さえしなければならない」と法律に規定されています。町の督促状には「財産を差し押さえることになります」と記載していますので、「いきなり」の差押といふことはありません。

督促状なんて見ていない! 送られてきたことなど一度もない!

督促状は納期ごとに必ず発送します。「送られてきたことが一度もない」ということはありませんが、郵便につ

いては通常届くと考えられる時に「届いたと推定される」とされており、その効力は郵便受けに投函された時に発生することとなっています。受け取る側が届いていないことを立証することになります。

勝手に財産を調べて差し押さえするとは、プライバシーの侵害だつ!

税務職員には、滞納者について調査する権限が与えられています。他の自治体への現住所や身辺状況の調査、銀行への預貯金の調査、勤務先への給与の調査などは、国税徴収法・地方税法により認められた行為で、個人情報保護法には違反しません。

また、調査を受けた関係機関(関係者は協力しなければなりません)

払っているのに差し押さえするとはつ!

事情があつて納期内に納付できない

場合、納税誓約書などによりその後の納税の約束をしますが、毎月払う約束をしても守られない月があつた場合は差し押さえを執行します。

滞納している事實をもつて「差押えなければならない」と法律に書かれて

いますので、とりあえずテキトーに払つておけば差し押さえはされないと考えるのは間違います。

差し押さえの猶予などの措置を取ることもできますが、並行して財産調査も行ないますのでその結果、申出している内容にそぐわない財産を見つけた場合や、納付の約束が守られな場合は滞納処分を行ないます。

た場合は、納期内に町民生活課税務班に相談してください。聞き取りにより

そんなことまでできちゃうの?

税務職員には「検索」という強制調査の権限まで「えられています。滞納処分(差し押さえ)のための検索には自力執行権が与えられており、令状は必要ありません。住宅や事務所、店舗などを検索することにより動産・現金や物品)の差し押さえや自動車のタイヤロックなどを行ないます。なお、玄関の鍵を開けないなどの場合は、鍵を壊して進入することができます。業者に依頼して鍵を開けてもらうこともあります。壊した場合は弁償が必要なく、業者に依頼した場合の費用は、差し押さえにかかる費用として滞納者の負担となります。

町では、今後も滞納処分を強化していくきます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

問合せ

納税に関する「相談など、詳しくはお問合せください。

問合せ

町民生活課税務班
④6989

税に充てます。町では、より高額で売却する方法として「インターネットオークション」の導入を、近々予定しています。

事情がある場合は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金の支払いが困難になつた場合は、納期内に町民生活課税務班に相談してください。聞き取りにより

状況を考慮し、徴収の猶予などの措置を取ることもできますが、並行して財産調査も行ないますのでその結果、申し出ている内容にそぐわない財産を見つけた場合や、納付の約束が守られな場合は滞納処分を行ないます。

町では、今後も滞納処分を強化していくことを目指します。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

皆さんの「ご意見をお寄せください

パブリックコメント

まちづくりに
参加しよう

第5期介護保険事業計画(素案)

計画策定の趣旨

第5期介護保険事業計画は、介護保険制度や高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、介護保険事業計画(介護保険法)と地域福祉計画(老人福祉法)を一体的に策定するもので、介護保険制度施行後の計画としては、第5期目となります。

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

計画の法的根拠

介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量を見込むなど、上富良野町の介護保険運営の基礎となる事業計画です。

計画の策定

本計画の策定は、介護保険全般にわたり関係者からなる運営協議会を10月より開催し、10名の委員から様々な意見をいただきながら計画づくりを進めています。

計画草案のパブリックコメント意見公募)を踏まえて、町の計画として決定していきます。

基本理念と基本目標

● 基本理念
高齢者が安心して住むことができる住まいについての環境づくり

● 基本目標
認知症支援施策の充実
特定健診による重症化の予防、認知症の理解(学習)
高齢者の住まい
地域密着型サービスの充実
医療機関と連携
サバービス基盤整備
互助・インフォーマルな支援計画
地域の住民主体の見守り活動やボランティア活動の推進

高齢になつても安心して、生き生き暮らしていくけるまちづくり



地域支援事業の展開

介護予防事業、任意支援事業、在宅福祉サービス

● 認知症支援施策の充実
特定健診による重症化の予防、認知症の理解(学習)
● 高齢者の住まい
高齢者が安心して住むことができる住まいについての環境づくり

● 医療機関と連携
● サバービス基盤整備
● 地域密着型サービスの充実
● 互助・インフォーマルな支援計画
● 地域の住民主体の見守り活動やボランティア活動の推進

募集期間

1月25日(水)～2月24日(金)

閲覧方法

- 次の9か所の施設で閲覧できます。

- ①役場
- ②保健福祉総合センターかみん
- ③社会教育総合センター
- ④公民館
- ⑤町立病院
- ⑥上富良野郵便局
- ⑦JR上富良野駅
- ⑧中茶屋
- ⑨JAふらの上富良野支所

● 提出方法(様式は自由です)
<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp>

● ①持参

● ②郵送

● ③ファックス

● ④電子メール

● ⑤町民ポスト(9か所)

● ご意見に住所、氏名又は団体名、電話番号を記載してください。記載のない場合は、無効になります。

● 結果の公表 3月下旬

● 問合せ

① 071-0596

上富良野町大町2丁目8番4号
保健福祉総合センターかみん
保健福祉課介護保険班

② 6987 ③ 5788

メール
kaiho@town.kamifurano.hokkaido.jp

国民年金

口座振替にしませんか

町民生活課 総合窓口班
④(45)6985

口座振替を利用すると納め忘れの心配がなく、払い込みの手間が省け便利です。

一定期間をまとめて前納する割引がありますが、納付書での前納より口座振替の前納のほうが、割引額が高くお得です。クレジットカードでの納付もできます。

○年金手帳など基礎年金番号
がわかるもの)

口座振替の方法	保険料額	割引額	振替日
毎月	15,020円		翌月末
早割り	14,970円	50円	当月末
6か月前納 ・4月～9月 ・10月～翌年3月	89,100円	1,020円	4月末 10月末
1年前納	176,460円	3,780円	4月末

- 預金通帳
- 預金通帳の届出印

手続き・問合せ

町民生活課 総合窓口班
④(45)6985

後期高齢者医療制度

町民生活課 総合窓口班
④(45)6985

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

平成24年4月分からの1年前納、6か月前納の口座振替を希望する方は2月末までに手続きください。

○年金手帳など基礎年金番号
がわかるもの)

支給対象者には2月に入つてから、申請書を送付します。
○区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(公的年金收入のみの場合は受給額80万円以下)又は老齢福祉年金を受給している方

区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方

町民生活課 総合窓口班
④(45)6985

○区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の方

場所 公民館
対象 小学生(親子で参加可能)
内容 冬や雪をテーマにした

アーツワークなど。
服装 スキーウェア、手袋、帽
子など屋外で活動できる服装

合 北海道後期高齢者医療広域連
合 申込み 2月2日(木)までに社会教育総合センターへ申込用紙を提出してください。

定員 20人
会員登録 2月2日(木)までに社会教育総合センターへ申込用紙を提出してください。

申込み締切 2月7日(火)
申込み・問合せ 林敬永(大嶋啓介さんに講演をしてもらおう実行委員会事務局次長)
電話 ④(45)6985
早朝・深夜の電話は「遠慮ください」。

雪とアートで遊ばう

教育振興課 社会教育班
④(45)5511

一般 19時～20時40分
場所 公民館
講師 大嶋啓介氏(居酒屋「ペん創業者」)
参加料 高校生以下 無料

開催します

見晴台公園利活用「ワークショップ」
建設水道課 建設班
④(45)6981

開催します

見晴台公園利活用について、町民の皆様からご意見をいただきため、ワークショップを開催します。

ぜひご参加ください。

日時 1月31日(火) 18時
場所 保健福祉総合センター
みんみん

問合せ 建設水道課建設班
④(45)6981

雪とアートで遊ばう

教育振興課 社会教育班
④(45)5511

一般 19時～20時40分
場所 公民館
講師 大嶋啓介氏(居酒屋「ペん創業者」)
参加料 高校生以下 無料

マイプラン・マイスタイル

教育振興課 社会教育班
④(45)5511

開催します

大嶋啓介さんに講演をしてもらおう実行委員会では、「子どもたちのために元気な大人をたくさん増やそう」を趣旨に、「マイ

シニックバイウェイ」「マイ

ンターサーカス」が開催されます。

日時 2月11日(土)・12日(日)
17時～20時
会場 深山峠、見晴台公園

シニックバイウェイ北海道大

雪・富良野ルートホームページ
<http://www.taisetsufurano.jp/wintercircus/>

一般 19時～20時40分
場所 公民館
講師 大嶋啓介氏(居酒屋「ペん創業者」)
参加料 高校生以下 無料

ワインターサーカス

総務課 企画財政班
④(45)6980

開催します

大嶋啓介さんに講演をしてもらおう実行委員会では、「子どもたちのために元気な大人をたくさん増やそう」を趣旨に、「マイ

シニックバイウェイ」「マイ

ンターサーカス」が開催されます。

日時 2月11日(土)・12日(日)
17時～20時
会場 深山峠、見晴台公園

シニックバイウェイ北海道大

雪・富良野ルートホームページ
<http://www.taisetsufurano.jp/wintercircus/>

一般 19時～20時40分
場所 公民館
講師 大嶋啓介氏(居酒屋「ペん創業者」)
参加料 高校生以下 無料

問合せ

大雪・富良野ルートサポートセンター(担当執崎)
④(0166)55731

食生活改善推進員養成講座

保健福祉課 健康推進班
(45) 6987

食を通じた健康づくりのための食生活改善推進員養成講座を開催します。

日時 2月20日(月)・27日(月)

3月1日(木)・8日(木)・12日(月)・21日(水)・26日(月)の午前中

場所 保健福祉総合センターかみん

内容 生活習慣病予防、食生活や栄養、調理実習、運動などの学習や町の介護保険、国民健康保険、福祉の現状などの学習

対象 町内在住の成人
定員 24人
申込み・問合せ ④56987
保健福祉課健康推進班

「こころの健康づくり講演会

保健福祉課 健康推進班
(45) 6987

「働き盛りの男性と家族のメンタルヘルス～ストレスからくる感情や身体症状を見逃さないために」と題し、「こころの健康づくり講演会を行います。

日時 2月24日(金)
18時

場所 保健福祉総合センターかみん
講師 富家直明氏(北海道医療大学心理学部准教授)

内容 「働き盛りの男性の心の健康づくりと身近な人の関わり

方を知る」

問合せ 保健福祉課健康推進班
(45) 6987

中級英会話教室

教育振興課社会教育班
(45) 5511

内容 中級英会話教室を開催します。参加は無料です。

日時 週木曜日 19時～20時30分
場所 社会教育総合センター

講師 グレン・オグデン(英語指導助手)

対象 高校生以上の方
定員 20人
申込み・問合せ 教育振興課社会教育班
(45) 5511

日時 2月16日～3月15日の毎週木曜日 19時～20時30分
場所 社会教育総合センター

申込み・問合せ ④56987
保健福祉課健康推進班

長なわとび大会

教育振興課社会教育班
(45) 5511

内容 放課後プラン事業の指導員(有償ボランティア)を募集します。

募集します

指導員募集
教育振興課社会教育班
(45) 5511

放課後プラン事業の指導員(有償ボランティア)を募集します。

内容 放課後スクール・クラブ事業の活動指導と安全管理活動時間など

○月～金曜日 放課後～18時
○土曜日 8時30分～18時(2
交替)

活動回数、活動時間、活動地は変則シフトにより、週1～6日以内の活動になります。

長なわとび大会を開催します。

募集人員 若干名
報酬 謝金

日時 2月26日(日) 8時30分
場所 社会教育総合センター
部門 小学生の部、一般の部(中学生以上)
参加料 一人10円、1チーム9人で編成

申込期限 2月23日(木)

その他 長なわの貸し出しをします。お申し出ください。
数に限りがあります。

申込み・問合せ 教育振興課社会教育班
(45) 5511

詐欺の被害防止

ラバングダード

交番二広報紙
(45) 2039

富良野警察署
(22) 0110
上富良野交番

サイバー犯罪防止

インターネットを利用したトラブルに巻き込まれないよう次の点に注意しましょう。
電話がかかってきたり、身に覚えのないメールなどが送られてきたら警察や家族に相談しましょう。
○「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。必ず変更前の電話番号に電話をかけてみましょう。
○在宅している時にも物理的に犯人からの電話を遮断するためにも留守番電話に設定しましょう。
○オレオレ詐欺は子どもや孫への親愛の情を逆手に取る犯罪です。家族間で相互に連絡を取り合い、家族の絆で被害を防止しましょう。
○あやしい電話がかかってきた場合は、電話番号、口座番号、現金の送り先を聞き、すぐに警察に連絡するようお願いします。

地域に密着した情報を配信中!!富良野警察署ホームページ <http://www.furano-syo.police.pref.hokkaido.jp/>

12月の町内交通事故発生状況
()は前年比較

人身事故発生件数
死者者者
死傷物損件数
每月15日は『道民交通安全の日』

路上駐車は止めましょう
路上駐車は、通行の妨害や交差点事故などの原因、緊急作業の障害になるなど道路

車両の活動の妨げ、排雪作業ため、やめましょう

富良野警察署
(45) 2039

対象	児童健全育成に意欲のあるおおむね65歳以下の健康な方
申込方法	放課後プラン事業指導員申込書に記入し、提出してください。

提出期限 2月7日(火)

申込み・問合せ

教育振興課社会教育班
(45)5511

公表します

総務課 総務班
(45)6400

指定管理者の指定

教育振興課社会教育班
(45)5511

●上富良野町パークゴルフ場
○指定管理者者 株式会社シーエス・ティ

○指定管理者者 株式会社シーエス・ティ

補助します

合併処理浄化槽設置など

町民生活課 生活環境班
(45)6985

平成24年度中に専用住宅に合併処理浄化槽を新規設置、又は単独浄化槽を廃止して合併処理

浄化槽を設置予定で、補助を希望する方を調査します。申込書により申し出をしてください。

対象 下水道整備計画区域外に

お住まいの設置予定の方

件数 20件程度

予算範囲内での補助金額によ

り締め切ります。

補助金額 設置補助 補助基準

額の90%以内(限度額あり)

促進補助 トイレ2基9万円、工事1万円、単独浄化槽廃止

5万円

申込期限 3月14日(水)

○日の出公園施設 日の出公園、
場所: 上富良野町営スキー場
フート) 申込出多數の場合は、抽選を行います。

申し出・問合せ

町民生活課 生活環境班
(45)6985

ご協力ください

平成24年経済センサス

総務課 総務班
(45)6400

経済センサス活動調査は、全産業分野の事業所・企業の経済活動の状態を明らかにし、各種統計調査の基礎となる情報の整備を目的に実施します。町内全ての事業所などの皆さんにご協力をお願いします。

調査期日 2月1日

調査方法 調査員が1月下旬に調査票を配布し、2月中旬頃に回収に伺います。

調査結果の活用 地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための基礎資料として利用されます。調査票の内容は秘密が厳守されます。

問合せ

総務課 総務班
(45)6400

十勝岳の火山活動概報(2011年12月)

「活動状況及び予報警報事項」噴火警戒レベル1 平常

地震活動、噴煙活動ともにおおむね静穏に経過しております。火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められません。2006年からみられている62-2火口直下浅部の膨張を示す地殻変動は現在も続いており火山活動の推移に注意が必要です。

平成20年12月16日に噴火予報(噴火警戒レベル1 平常)を発表しました。その後、予報警報事項に変更はありません。

「噴煙及び熱活動」

62-2火口の噴煙の高さは火口縁上おおむね200m以下で、噴煙活動は低調に経過しました。大正火口の噴気の高さは火口上100m以下で、2010年5月頃から噴気量がやや多い状態が続いている。

「地殻変動」

今期間発生した火山性地震は少なく、地震活動はおおむね低調に経過しました。震源はグラウンド火口周辺及び旧噴火口付近の浅い所に分布しました。

火山性微動は観測されませんでした。
地殻変動 GPS連続観測では、62-2火口に近い前十勝観測点において浅部の膨張を示すと考えられる変動が認められていますが、より広域の地殻変動を示す変化はありません。

問合せ

旭川地方気象台技術課
(0166-63368)



注意しましょう

冬の事故注意

上富良野消防署
(45)2119

冬期間、次の事項に注意しましょう。

- ストーブの給排気口
- 雪下ろしを行うときは、必ず命綱や滑り止めを付け、2人以上で、雪が溶けだす前の時間に停車するようにしましょう。

氷口が雪に埋まらないように、付近の雪を取り除きましょう。

不完全燃焼の原因となる危険があります。

○屋根からの雪下ろし

雪下ろしを行うときは、必ず

- 救急車などの緊急走行
- 作業しましょう。

滑りやすい路面になってしま

すので、緊急車両の接近に対し

て余裕を持って対応できる運転を心掛けましょう。冬期間でも緊急車両が通行できる場所に駐停車するようにしましょう。

